

SUB 中小企業経営力強化支援法が施行に

●中小企業経営力強化支援法の施行について――税理士の活用

◆中小企業経営力強化支援法の施行について――税理士の活用

8月30日、「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業経営力強化支援法)が施行されました。

この法律は、

- ①支援事業の担い手の多様化・活性化
- ②海外展開に伴う資金調達支援
- ③経営基盤強化計画の廃止

が柱です。

支援事業の担い手の多様化・活性化については、「認定経営革新等支援機関」を設け、税理士・税理士法人を活用することとしております。

支援機関として認定を受けるためには、

- ①税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること
- ②3年以上の実務経験
- ③欠格条項(成年被後見人、破産者、暴力団員など)に該当しないこと

の要件が必要です(省令:中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令)。

詳細は、こちらから

中小企業庁のホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2012/0830Kaigai-kaisei.htm>

経済産業省のホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2012/08/20120830001/20120830001.html>

◆後援会の結成について

山花郁夫議員(東京22区・民主)の税理士による後援会の設立総会が9月5日開催されます。

◆9月1日付の機関紙「東京税政連」が刷了しました。

以上、ご参考までにお知らせします。

東京税政連 事務局